

小竹町農業委員会第30回総会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日(金曜日) 午前10時00分開会
午前11時17分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員(7人)

会長	1番	川村	光一
会長職務代理者	2番	田中	善範
	3番	山本	芳久
委員	4番	古森	憲
	5番	本松	雄一郎
	6番	西本	敏治
	7番	石川	壽治

欠席

4 議事日程

第1 議案第85号 非農地証明願について
第2 議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第87号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について

その他

5 事務局職員

事務局長 山代 純子
書記 松尾 政利
書記 今村 貴史

6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会第30回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、御異議ありませんか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 それでは、5番 本松委員、6番 西本委員をお願いいたします。会期は令和

5年2月10日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第85号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1議案第85号「非農地証明願について」令和5年1月19日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、

氏

土地の表示は8筆で、

大字	字	番	地目：畑	現況：雑種地	地積：138 m ²
大字	字	番	地目：田	現況：公衆用道路	地積：23 m ²
大字	字	番	地目：畑	現況：雑種地	地積：416 m ²
大字	字	番	地目：畑	現況：雑種地	地積：42 m ²
大字	字	番	地目：畑	現況：宅地	地積：99 m ²
大字	字	番	地目：田	現況：宅地	地積：33 m ²
大字	字	番	地目：畑	現況：宅地	地積：56 m ²
大字	字	番	地目：田	現況：宅地	地積：19 m ²
					計：826 m ²

申請理由は、台帳地目では畑及び田となっているが、20年以上自身で耕作もしていませんし、貸与もしておらず、現況も農業が出来る状態ではありません。つきましては、非農地として証明いただきますようこの度申請したとのことです。

この申請について、御審議の程よろしく願いいたします

会長 当該土地は地区ですので、現地の状況について、地区担当の本松委員から御説明をお願いします。

本松委員 先ほど、会長と事務局の今村君と現地を確認しましたが、公衆用道路と明記されている農地以外はほぼ荒地になっており、農業が出来る状態ではございません。公衆用道路の箇所については、前の道路と歩道の間の草地です。周りをアスファルトで固められています。懸念点としては宅地と明記された箇所には非農地になった後、周囲の土地を一括で購入して産業廃棄物施設等といった建造物が建たないように注意を払わなければならないと思います。よろしく願いします。

会長 本議題について質問等はありませんか。

山本委員 周囲の土地は個人の土地ですか？

本松委員 個人の土地です。一部はが所有している土地です。は土地の所有について理解のある御方でしたが、については面識はないので、何とも言えません。地区の傍に廃棄物処理場ができた際にも、の水利組合ではなくの水利組合に許可申請がきました。今後地区内でそういった事例が起きた時の対処として、案としては町議会にて条例を作るといった対処も考えられるのではと思います。

会長 他に質問が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

田中委員 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第2議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。日程第2議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請について」令和5年1月23日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、

譲受人は、[]番地 [] 氏

譲渡人は、[] [] 氏

土地の表示は3筆で、大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 地積：673 m²

大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 地積：952 m²

大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 地積：966 m²

計：2,591 m²

契約内容は、売買による所有権の移転であります。

この申請について、御審議の程よろしくお願ひいたします

会長 本議題について質問等はありませんか。

本松委員 本申請についてお話ししたいことがあります。水路を管理している [] 地区農地保全協議会より、譲受人の方が本当に地域に溶け込んで農業をされるのかがよく分からないので、本案が総会に挙がるようでしたら、自身も総会で伝えたいことがあるので同席させて欲しいという要望をいただいています。

私からの懸念点としては、 [] の2枚の田について [] から水を取っています。ここから [] 氏が水を取っていますが、 [] 氏が水を取ることをやめたら、今後の水管理を譲受人が一括して行っていかなければいけません。この方は他の市町でも農業を行っており、 [] 歳過ぎの高齢の方だと聞きます。今後の営農計画をどのように考えているかを把握する必要があると思います。地元の農業委員として、私はこの件についてもっと協議が必要と思います。

田中委員 譲受人は、住所は [] にあるのか？

事務局 籍は [] にあります。

西本委員 住まいは [] だと思います。

本松委員 [] 地区の水路清掃には参加しているのか。

西本委員 していません。

石川委員 作る意思はあるのでしょうか。

西本委員 先日、譲受人から聞いた話では、現在利用権を結んでいる既存の耕作者に継続して耕作していただくと考えているとのこと。

本松委員 [] が借用している農地については、譲受人が所有者になった場合、借り受けることは辞退する旨を伝えています。

古森委員 [] 氏も農地を借用しているのか。

西本委員 [] 地区で3名が所有者の農地を借用している形です。

古森委員 おっしゃりたいことは分かりますが、本申請は、そういった感情的な要素のある要請で止められるような申請なのではないでしょうか。根拠があるのなら良いのですが。

会長 そもそも話で、■■■■氏が本会に出席することは可能なのか。

事務局 農業委員会の規則上、傍聴という形でしたらできますが、総会について意見を述べるといったことは出来ません。

石川委員 参考意見といった形では。

事務局 それも認められません。発言権が無いので。

石川委員 それでしたら、本松委員を通して意見書を出してもらうしかないですね。

事務局 石川委員のおっしゃるケースか、3条の附帯条件ではないですが、地元水利組合と協議していただきたい。そこでお互いの主張を協議していただく。それでコンセンサスが得られた上で農業委員会総会にて話すという形が考えられます。

会長 地元水利組合で話をしてからここで協議を行わないと順序が揃わないのではないかと。

石川委員 ここで売買の中止を決めることは出来ないが、地元でもこれが通ったことで耕作に支障が生じて困ることになる。やっぱりここは手前の段階で話し合っただけの上で、ここで協議することが良いと思われる。

古森委員 感情論的に言うのであれば、その人が自身で買う。地元の農業を守るために。といった理由が来るならですね。

石川委員 そうですね。売り手が現在の購入希望者でなくても良いと言うのであればですね。

本松委員 購入希望者には、私から三者に話を通してからこの話を進めてほしい旨の話は言ったのですが。

会長 この購入については、おそらく農地以外の土地も併せての購入なのではないか。

西本委員 おそらく所有者は財産を処分したいのだと思います。

本松委員 ■■■氏もそこは察しておられると思うのですが、最初の交渉時の仕方が上手くなかった所為か、今のような状況になっています。ですので、購入希望者の全市町の営農計画書を提示していただいた方が良いのではないかと思います。

西本委員 町内は■■■■や■■■■の2箇所のみ耕作していると思われる。

田中委員 トラクターは？

西本委員 ■■■に倉庫を建てているので、そこに格納しています。

田中委員 耕作を行っているのですね。

会長 現時点では、まだ始まっていないのに作る前から「できない」と判断することは出来ないですね。

本松委員 ■■■氏は自身で農地を購入する意思は無い、と言っていました。

西本委員 意思を確認した方が良いのでは。

古森委員 数十年後、人手が無くなって人件費を出さなければいけない。という問題もありますが。

会長 購入後に、その土地の管理が出来ていないようでしたら、こちらで嚴重注意という形も取れますが、初めから決めつけは出来ないですね。

本松委員 先ずは■■■■地区の農地保全協会と話をしてもらいたい。

西本委員 ■■■■■と■■■氏の対象面積は合計でどのくらいあるのか。

本松委員 おそらく1丁くらいかと。

古森委員 これについては、一度話をして、そこで地元が納得しないと進まないのでは。

本松委員 その際は、第三者も同席の上で話をさせていただきたい。

事務局 先ほどの営農計画書についてですが、基本的に営農計画書とは住んでいる農家の地元の市町で作成されているものなので、おそらく他市町に購入希望者の営農計画書は無いと思われます。ですので、■■■■の計画書にて購入希望者が他市町で作っている農地と品目は把握できます。

本松委員 各市町の農業委員会に、購入希望者が自身で耕作をしているのかという確認は取れないだろうか。

事務局 各市町に営農計画書に載っている農地が荒れていないか、耕作している形跡があるのか、といった質疑は出来ると思いますが、具体的に地元の活動や水路の浚渫等に参加しているのか、といったことを把握することは難しいと思います。

本松委員 購入希望者は町外の農地も手掛けていると聞いていますので、■■■地区の活動に参加してもらえるのが気掛かりです。

田中委員 ■■■地区の水利組合の規約といったものはあるのか。

本松委員 ありません。

田中委員 それがないからこそ今回のような揉め事が起きるのかもしれない。

本松委員 どの道、話は行わないといけないとは思いますが、いずれは本件について許可を出さなければいけないと思いますが、現時点では本件については私は反対の立場を取らせていただきます。継続した協議を必要とします。

会長 それでは、この件については、地元で一度協議を行った上での採決を取るという形で宜しいでしょうか。

(委員各位、同意)

事務局 申請者には、会長名義にて、農地法3条に伴う意見書を提出するという形によるでしょうか。

会長 そうしましょう。

事務局 では、事務局にて先方へお伝えします。

会長 続きまして、次に日程第3議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」今回新規が3件9筆9,119㎡更新が1件3筆8,715㎡、解除が1件3筆2,591㎡です。

詳細については、次のページのとおりとなっております。

出し手：■■■■ 受け手（新規）：■■■■

大字■■■字■■■■番 地目：田 面積：999㎡

大字■■■字■■■■番 地目：田 面積：991㎡

大字■■■字■■■■番 地目：田 面積：1,496㎡

出し手： [] 受け手（新規）： []
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：2,106 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：916 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：862 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：759 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：245 m²

出し手： [] 受け手（新規）： []
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：745 m²

出し手： [] 受け手（更新）： []
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：4,073 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：2,321 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：2,321 m²

出し手： [] 受け手（解除）： []
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：673 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：952 m²
大字 [] 字 [] 番 [] 地目：田 面積：966 m²

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており問題はありません。

御審議の程よろしくをお願いします。

会長 当農業委員会としましても、農地の利用集積を推進しておりますので、承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

西本委員 []氏は認定農家なのか？

事務局 現時点では、まだ認定農家ではありませんが、近々審査会を行って、[]で認定を取る予定です。

石川委員 解除については、これは議案第86号の内容に関する内容ですが、これが承認されると、申請地が無耕作になってしまいますが、一旦申請を保留していただくことはできないでしょうか。

古森委員 委員会から無理やり作ってくれ、とは申し出は出来ないと思います。

会長 本人同士での承諾を得ている以上、差し止めることは出来ないと思います。他に意見が無いようでしたら本案を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。本日の議事日程はすべて終了しましたが、その他について事務局から何かありますか。

事務局 事務局からいくつか御報告させていただきます。

1点目は、1月24日に委員各位に御出席いただいた研修の昼食代及び松尾町長への花束の金額の御報告をさせていただきます。かかった委員各位への昼食代及び花代については、互助会の積立費より出させていただきます。

2点目が、次第の11ページにあります、賃借料についてです。こちらが令和4年1月から12月までの賃借料の平均値になります。こちらは総会終了後、小

竹町のホームページに掲載させていただきます。

古森委員 使用賃借も入ってるんですか？

事務局 使用賃借はこの中には入っていません。それを入れますとゼロになってしまいますので。

西本委員 使用賃借についても件数を出していただいた方が良いと思います。

石川委員 備考欄として掲載してはいかがでしょうか。

事務局 今から、使用賃借のデータを掲載することは難しいので、今回は「使用賃借の農地については本データに含まれていません」という旨の文書を加えさせていただきます。

次に、小竹町企画調整課より委員各位に御依頼があります。これまで小竹町農業委員会より小竹町都市計画審議会の委員として田中委員が務めていただきましたが、任期が今月の24日をもって満了になります。つきましては、次期の委員を選出していただきたいとの依頼が来ております。このことについて御選出の程宜しくをお願いします。

西本委員 田中委員には御足労をかけると思いますが、任期までは務めていただくことは出来ないでしょうか。

田中委員 私は大丈夫です。

会長 では、7月の改選までは引き続き田中委員に担っていただくようお願いします。

事務局 事務局から最後に、前回の総会時に西本委員より御質問がありました。「一般の農家ではない方が畑を借りたい相談を受けた」という内容について「他市町で自治体が農園を経営して貸し出している事例は無いのか？」という御質問についてですが、調べましたところ、筑豊地域では桂川町、田川市、飯塚市、宮若市にて市民農園を設けていました。農地については地権者から自治体が借り入れて経営しているとのこと。1区画につき50㎡ほどに区切っているそうです。年間2,000円～4,000円ほどの借地料とのこと。

会長 他に意見がないようでしたら、これにて総会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、2月10日開催の第30回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長及び署名委員が署名する。

令和5年2月10日

議長 川村 光一

署名人

5番 小松 雄一郎

6番 西本 敏治

